

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「0.0784」を「0.0861」に改める。

第10条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「40,400円」を「44,200円」に改める。

第11条中「66万円」を「80万円」に改める。

第13条第1号ア中「及び」を「、」に改め、「法第117条第2項の規定による拠出金」の次に「及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加え、同条第3号中「所得割総額は、被保険者均等割総額」の次に「の48分の52に相当する額」を加える。

第15条第1項第2号中「29万円」を「29万円5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、新潟県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

- (1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者
- (2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、0.0798とする。。

議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日 条例第 3 3 号 (所得割率) 第 9 条 <u>令和 6 年度及び令和 7 年度</u>の所得割率は、<u>0.0861</u>とする。 (均等割額) 第10条 <u>令和 6 年度及び令和 7 年度</u>の均等割額は、<u>44,200円</u>とする。 (保険料の賦課限度額) 第11条 第 5 条の賦課額は、<u>80万円</u>を超えることができない。 (保険料の賦課総額) 第13条 特定期間における各年度の法第104条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第 5 条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日 条例第 3 3 号 (所得割率) 第 9 条 <u>令和 4 年度及び令和 5 年度</u>の所得割率は、<u>0.0784</u>とする。 (均等割額) 第10条 <u>令和 4 年度及び令和 5 年度</u>の均等割額は、<u>40,400円</u>とする。 (保険料の賦課限度額) 第11条 第 5 条の賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 (保険料の賦課総額) 第13条 特定期間における各年度の法第104条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第 5 条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金

の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102

条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) (略)

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に

条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) (略)

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額_____に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に

あつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数に29万円 5 千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の 5 を乗じて得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項第 1 号に定める金額 (被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数に54万 5 千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の 2 を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

あつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数に29万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の 5 を乗じて得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項第 1 号に定める金額 (被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数に53万 5 千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の 2 を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、新潟県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

(1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者

(2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、0.0798とする。